

【NSW州】更なる制限緩和(10月18日(月)から)、ワクチン完全接種済の入国者に対する隔離措置・人数制限の撤廃(11月1日(月)から)

【ポイント】

●NSW州政府は、今週末にNSW州内のワクチン接種率が80%に到達する見通しを受けて、10月18日(月)から更なる制限緩和を行うと発表しました。主要点は以下のとおりです。(1)コミュニティスポーツを再開、(2)他家庭訪問は最大20人まで、(3)冠婚葬祭は人数制限なし、(4)オフィスでのマスク着用義務なし、(5)飲食店等での立飲み・ダンス可能。

●また、シドニー大都市圏とNSW州地方部間の移動は、11月1日(月)から可能となります。

●更に、11月1日(月)から、ワクチン完全接種済の入国者に対して、隔離措置と人数制限(キャップ)が撤廃されます。

●ただし、豪連邦政府は、同発表により11月1日(月)から隔離措置と人数制限なしで入国できるようになるのは豪州人及び永住者とその家族であり、その後、技能移民・留学生・一般の来訪者の入国につき段階的かつ慎重に進める考えを明らかにしました。

【本文】

1 10月15日、NSW州政府は、今週末にNSW州内のワクチン接種率が80%に到達する見通しを受けて、10月18日(月)から更なる制限緩和を行うと発表しました。主要点は以下のとおりです。

- (1)コミュニティスポーツを再開
- (2)他家庭訪問は最大20人まで
- (3)冠婚葬祭は人数制限なし
- (4)オフィスでのマスク着用義務なし
- (5)飲食店等での立飲み・ダンス可能

2 飲食店等での予約人数は、11月1日(月)から上限が撤廃されます。

3 シドニー大都市圏とNSW州地方部間の移動は、11月1日(月)から可能となります。

4 更に、11月1日(月)から、ワクチン完全接種済の入国者に対して、隔離措置と人数制限(キャップ)が撤廃されます。これにより、海外で足止めされている豪州人が年内に帰国できるよう後押しします。入国に際してのコロナ検査要件については、近日

中に発表されます。

すでに隔離を行なっているワクチン完全接種済の入国者は、隔離期間が14日間未満であっても、11月1日(月)に隔離が終了となります。

ワクチン完全接種済でない海外からの入国者は、14日間の義務的なホテル隔離を行う必要があり、毎週210人の人数制限があります。

5 同日、モリソン豪連邦首相は、記者会見で以下のとおり発表しました。

(1) 本日の NSW 州政府の発表により、豪州人及び永住者とその家族は、NSW 州に隔離措置と人数制限なく帰国できるのみならず、豪州を出国して再度入国することも認められる。更に、「直近家族(immediate family)」の定義を拡大し、豪州人及び永住者の両親を含めることを検討する。

(2) 現時点では豪州に戻ってくる全ての人に門戸を開くものでないことは明確にしておきたい。(先に述べたように)最初に豪州人、豪州永住者とその家族を対象とする。その状況を見てから、技能移民や留学生といった、次の優先対象に移る。その後一般の来訪者を対象にするという課題に移っていく。我々は段階的かつ慎重に進める考えであり、全てを適切な時期に判断する。

6 制限内容は状況に応じて常に変更されます。規制の詳細や最新の情報は NSW 州ウェブサイトでご確認ください。不明な点がある場合には、NSW 州保健省に電話(18 00 943553)でご確認ください。

○NSW 州政府ウェブサイト

(10月15日(金)メディアリリース:更なる制限緩和、ワクチン完全接種済の入国者に対する隔離措置・人数制限の撤廃)

<https://www.nsw.gov.au/media-releases/nsw-flying-towards-80-per-cent-double-dose-target>

(NSW 州ワクチン接種率80%到達時の制限緩和)

<https://www.nsw.gov.au/sites/default/files/2021-09/FACT%20SHEET.pdf>

(新型コロナウイルス規制の現状)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/rules>

(新型コロナウイルス情報)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19>

○豪連邦政府ウェブサイト

(10月15日(金)モリソン豪連邦首相記者会見)

<https://www.pm.gov.au/media/press-conference-kirribilli-nsw-9>

○シドニー総領事館

(9月27日(月)付領事メール:【NSW 州】ワクチン接種率 80%到達時の制限緩和内容の発表)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210927nsw.pdf>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web: https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>